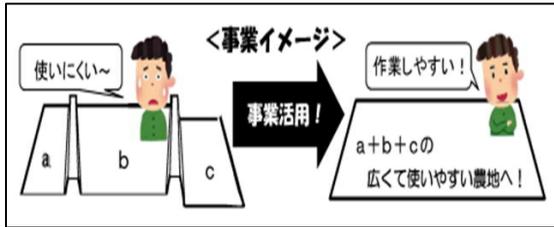


# 農地区画拡大支援事業 概要

## 1. 「農地区画拡大支援事業」とは

農作物の生産効率を向上させるため、畦畔除去等により農地の区画拡大を行う農業者等に対し補助を行ないます。



既設畦畔の除去作業中



畔除去後



## 2. 事業実施要件

- ① 国・県の補助事業の採択基準を満たさないこと。
- ② 事業対象の農地は、大牟田市内の農業振興地域内農用地（青地・白地）であること。
- ③ 農地区画拡大後の1区画の面積
  - 平坦地域：20 a（2,000㎡）以上
  - その他（上内・四ヶ・今山・教楽来・櫛野）の地域：15 a（1,500㎡）以上
- ④ 事業実施主体は、事業対象農地の境界に関する整理を行い、土地所有者から同意を取得すること。
- ⑤ 事業が年度内に完了すること。

## 3. 事業実施主体

- 大牟田市内に住所を有する「農業者・農業法人・農業団体等」



## 4. 補助金

- 畦畔除去等の簡易な整備に要する経費として

**10 aあたり 50,000円（定額助成単価）**

ただし、「助成単価に農地区画拡大後の面積を乗じて得た額」と「実支出額（消費税等相当額を除く）」のいずれか低い方の額とします。

**上限額 200,000円（年度内の補助額）**

**※補助金の一部は、土地所有者の同意を得る際の協力金としてもご利用できます。**

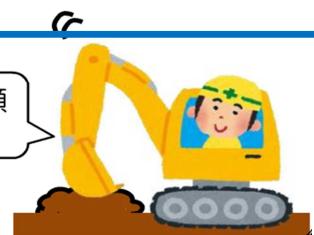
**裏面に補助額の算定例の記載あり**

## 5. ポイント

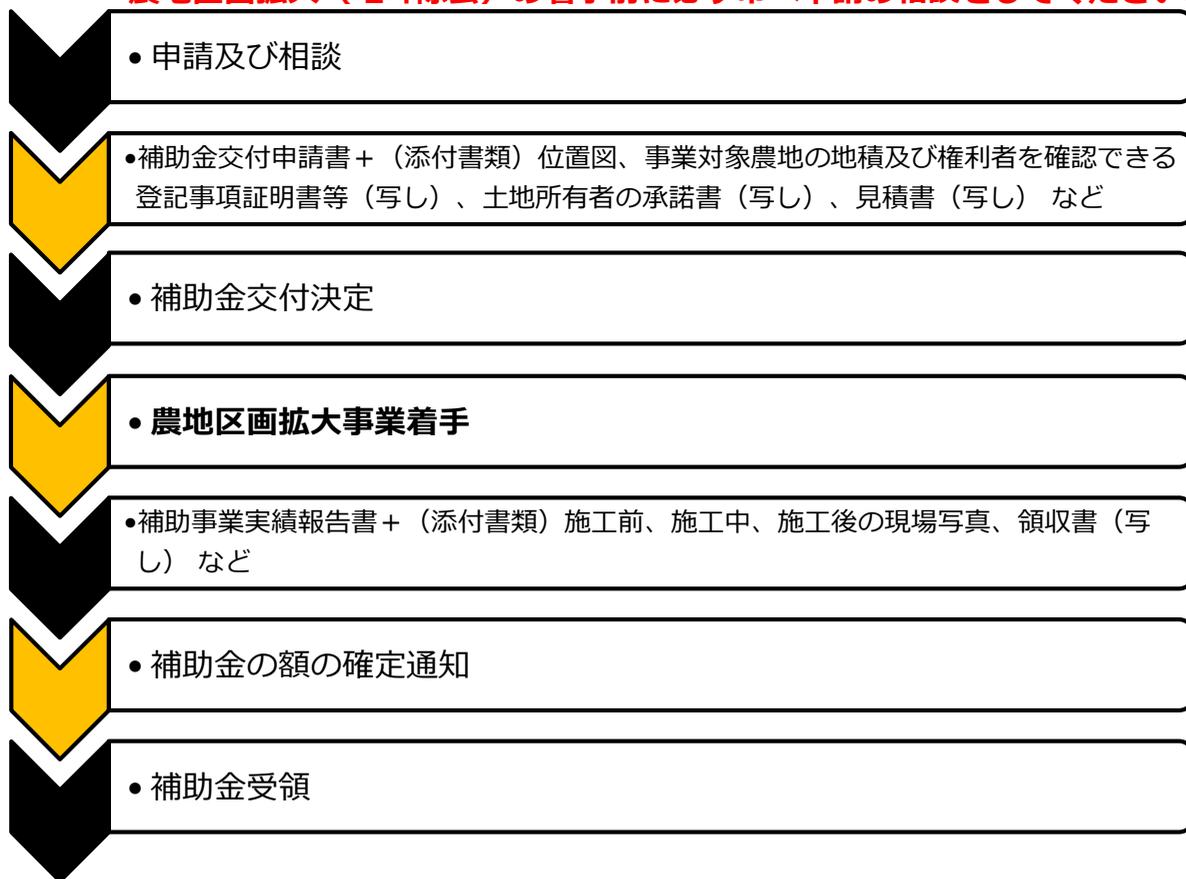
施工は、業者に依頼しても、自力で施工しても、どちらでも助成対象です。

業者に依頼しても可

自力で改善してもOK!



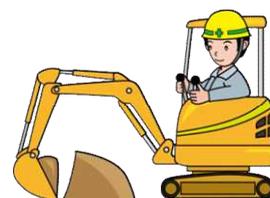
**農地区画拡大（畦畔除去）の着手前に必ず市へ申請の相談をしてください。**



畦畔除去前の農地



畦畔除去後の農地



A 拡大後の面積×助成単価  $20a \times (5万円 \div 10a) = 10万円$

B 実支出額 工事請求額 (消費税相当額を除く) 12万円と仮定

※低い方はAのため、Aが補助額となる。

## お問合せ先

大牟田市 産業経済部 農林水産課  
〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地  
(TEL) 0944-41-2754  
(FAX) 0944-41-2756  
(E-mail) e-nourinsuisan01@city.omuta.fukuoka.jp

電話による問合せ

(開庁時間) 月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

※ただし、祝・休日、12月29日～翌年1月3日を除く

